

保育所待機児童対策に関する 区市町村アンケート調査結果

1 調査実施のあらまし

- | | |
|----------|---|
| (1) 調査目的 | 待機児童解消に向けた区市町村における課題とさまざまな創意工夫を把握する。 |
| (2) 調査時期 | 平成 22 年 8 月 20 日～9 月 8 日 |
| (3) 調査対象 | 東京都内区市町村保育主管課 62 か所 |
| (4) 実施方法 | 郵送による送付、郵送による回収 |
| (5) 回答状況 | 62/62 か所 |
| (6) 調査項目 | <p>1 保育・子育て支援施策の基礎情報</p> <p>①平成 22 年 4 月 1 日現在の保育施設数と定員児童数、平成 21・22 年度の増設か所数</p> <p>2 待機児童数と待機児童状況</p> <p>①平成 22 年 4 月 1 日現在の認可保育所入所決定状況、待機児童数、②平成 21 年 4 月 1 日との比較、③待機児童数がいずれかの年齢で増加している理由、④家庭の状況別の増加傾向</p> <p>3 待機児童解消の対策のための取組み</p> <p>①平成 21、22、23～26 年度の待機児対策、②①における区市町村独自の工夫、③待機児童対策をすすめる上での課題、④③の課題への対策、⑤既存の認可保育所における定員拡大の余地、⑥待機児童対策に関わる教育分野との連携、⑦家庭福祉員増員のための取組み</p> <p>4 情報提供・相談体制・入所選考の工夫</p> <p>①入所申請・入所相談における相談体制や情報提供の工夫と課題、②入所選考に関する変更状況と課題</p> <p>5 保育所等の質の向上の取組み</p> <p>①認証保育所利用者に対する助成、②認証保育所に対する上乗せ補助、保育内容の把握や指導、③認可保育所・認証保育所に対する人材確保と育成に関わる支援</p> <p>6 東京都・国への要望等</p> <p>①国の「子ども・子育て新システム」の基本制度要綱案に対する意見、②東京都、国への要望</p> |

2 調査結果 ※集計結果における区市町村数の%は不明を除く割合

(1) 平成22年4月1日現在の施設数と定員児童数 *集計結果 46 頁

「分園」の設置が14区14市で75か所みられた。また、独自の保育施設を設置している区市町村が15区市町村でみられ、待機児解消のために期限を設けて空き教室や賃貸物件等を活用している例もある。定員児童数の大半は認可保育所によるが、認証保育所も認可保育所の1割近い1万7千人の定員規模となっている。

都内62区市町村からの回答による施設数は表1のようになっています。定員児童数では、全体の大半が「認可保育所」で17万人を超えていますが、「認証保育所」もその1割近い1万7千人の定員規模となっています。

ここでは、『分園』が75施設（定員総数1,874名）みられます。分園があると回答した区市町村（()内は、か所数）は、新宿区（1）、文京区（2）、台東区（1）、墨田区（5）、世田谷区（9）、渋谷区（2）、中野区（1）、杉並区（3）北区（4）、板橋区（4）、練馬区（3）、足立区（1）、葛飾区（3）、江戸川区（2）、八王子市（3）、立川市（1）、府中市（5）、昭島市（2）、調布市（1）、町田市（7）、小平市（3）、日野市（5）、東村山市（1）、国分寺市（1）、清瀬市（1）、稲城市（1）、羽村市（1）、あきる野市（2）となっており、14区14市で設置がみられます。

表1 平成22年4月1日現在の保育施設数

	施設数	定員児童数
認可保育所	1,724	175,055
公設公営	865	86,816
公設民営	118	10,803
民設民営	778	75,990
分園	75	1,874
小規模認可保育所	127	4,908
認証保育所	523	17,092
A型	433	14,984
B型	90	1,838
保育室	73	1,443
認定こども園	50	2,590
幼保連携型	7	571
幼稚園型	32	1,438
保育所型	5	189
地方裁量型	8	392
家庭福祉員（自宅提供型）	771	2,273
家庭福祉員（施設型）	22	190
自治体独自の保育施設	33	1,179

「自治体独自の保育施設」も表2のように、15施設(13区2村)みられ、島しょを除くと全て23区における取組みとなっています。空き教室や幼稚園、賃貸物件を活用したり、待機児解消のために期限を設けた暫定措置として設置しているところもみられます。

表2 自治体独自の保育施設(主な回答)

	自治体独自の保育施設
千代田区	廃校となった中学校の空き教室を利用して、待機児童解消を目的に認証基準で千代田区民のみを受け入れる「千代田区緊急保育施設」を設置。
港区	待機児解消のため、期限を設けて「緊急暫定保育室」を区独自に設置。
新宿区	区立幼稚園舎の一室を活用して、平成24年3月31日までの暫定措置として認可保育施設として「保育ルーム」を開設した。
文京区	グループ保育室
台東区	廃校を利用した公設の緊急認可外保育室
江東区	グループ保育室、グループ保育型家庭的保育施設
品川区	幼保一体施設、地域交流ルーム、短時間保育室
渋谷区	待機児童緊急対策として、認可保育所待機中の0～2歳児を対象とした「区立保育室」を3室開設。また、幼稚園を活用して、区独自の幼保一元化施設を1施設開設。
杉並区	区独自の保育室
豊島区	区立保育所改修のために設置した仮設園舎の使用期間を平成24年3月まで延長し、「区営臨時保育所」として設置運営。定員は1～2歳児合わせて20名。
板橋区	板橋保育ルーム事業による施設
練馬区	マンションの一室を借り上げて整備した「練馬型グループ保育室」を整備。区立保育園の園長OB等により保育を行う制度で、0～3歳未満児が対象で定員は10名。
足立区	パートや求職中の保護者を対象とした短時間預かり保育を「足立区小規模保育室」として開設。
小笠原村	3、4歳児を対象とした保育施設「ちびっこクラブ」を設置。

(2) 平成21・22年度における増設の状況

*集計結果 54頁

21・22年度とも、「認可保育所の増設」よりも「認証保育所の増設」が上回っている。そうした中で、「認可保育所の増設」の中では、「民設民営による増設」が最も多くなっている。21年度と比べて22年度により積極的な増設が見られるのが「分園」となっており、22年度も14区市町村で増設が予定されている。

21年度に増設した社会資源、22年度の増設予定を尋ねたところ、21年度に「認可保育所」による増設を行っているのが23区市町村に対して、「認証保育所」による増設を行っているのが26区市町村と上回っており、22年度の予定も同様の傾向にあります。「か所数」でも「認証保育所」による増設が「認可保育所」を上回っています。その中で、「認可保育所」の中では、「民設民営による増設」が最も多くなっています。

一方、21年度よりも22年度に増設に取り組む区市町村が増えているのは「分園」と「家庭福祉員」です。「分園」は21年度が9区市町村で13か所だったのに対して、22年度は14区市町村で18か所と積極的な取り組み傾向がみられました。

表3 平成21・22年度における増設の状況

	社会資源ごとの増設か所数		それぞれの社会資源を増設した区市町村数	
	21年度	22年度予定	21年度	22年度予定
認可保育所	54	43	23	20
公設公営	2	2	2	2
公設民営	5	2	4	2
民設民営	36	29	19	19
分園	13	18	9	14
小規模認可保育所	11	3	7	3
認証保育所	68	57	26	27
A型	63	54	26	25
B型	5	3	3	2
保育室	0	0	0	0
認定こども園	15	11	11	8
幼保連携型	0	1	0	1
幼稚園型	13	7	9	5
保育所型	1	0	1	0
地方裁量型	2	3	2	3
家庭福祉員（自宅提供型）	88	56	17	21
家庭福祉員（施設型）	0	6	0	5
自治体独自の保育施設	8	12	5	6

(3) 平成 22 年 4 月 1 日現在の年齢別の入所申請・決定・待機児の状況

* 集計結果 64 頁

「入所申請者数」は、「1 歳児」が最も多く、次いで「0 歳児」「2 歳児」と続いている。「入所不決定者」および「待機児童数」は、「1 歳児」「2 歳児」「0 歳児」の順に多くなっている。「1 歳児」では入所決定率が 6 割を下回る状況にある。

「0 歳児」の申請者の約 1 割は「産休明け～生後 6 か月未満」からの申請となっている。

平成 22 年 4 月 1 日入所における「入所申請者数」「入所決定者数」「待機児童数」は、それぞれ表 4 と図 1～3 のようになっています。

いずれにおいても、「1 歳児」が最も多くなっており、特に「待機児童数」に占める「1 歳児」の割合は全体の 45.6% となっています。そして、「入所不決定者」「待機児童数」では「1 歳児」に続き、「2 歳児」が多くなっています。

今回のアンケートでは、「0 歳児」のうち「産休明け～生後 6 か月未満」の申請・決定・待機児の状況を合わせて尋ねました。表 4 にみられるように、「0 歳児」の入所申請のおよそ 1 割は「産休明け～生後 6 か月未満」からの申請となっています。

表 4 平成 22 年 4 月 1 日入所の入所申請者数・入所決定者数・待機児童数

	入所申請者数	入所決定者数	入所不決定者数	待機児童数
0 歳児	16,421	12,282	4,139	1,682
うち産休明け	1,499	1,050	449	153
1 歳児	22,557	13,475	9,082	3,921
2 歳児	13,266	8,267	4,999	2,162
3 歳児	9,221	7,172	2,049	638
4 歳児	4,517	3,996	521	162
5 歳児	2,927	2,727	200	31

※「産休明け」の定義は、生後 6 か月未満のうち 6 週以降とするところから 8 週以降とするところまで区市町村によって異なっています。

※「待機児童数」は、国の定義による待機児童数です。

図1 入所申請者の年齢別状況

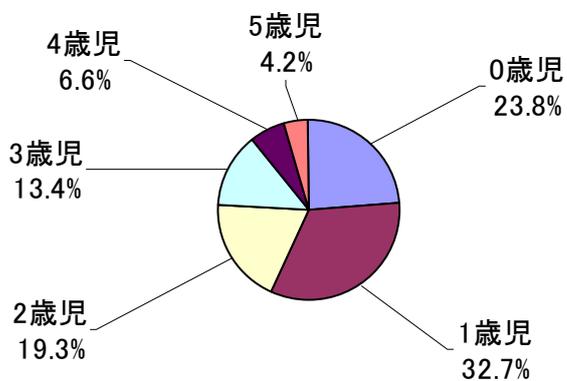


図2 入所決定者の年齢別状況

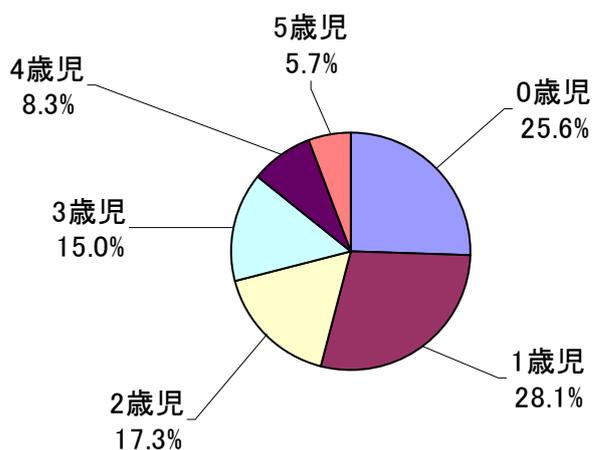


図3 待機児童の年齢別状況

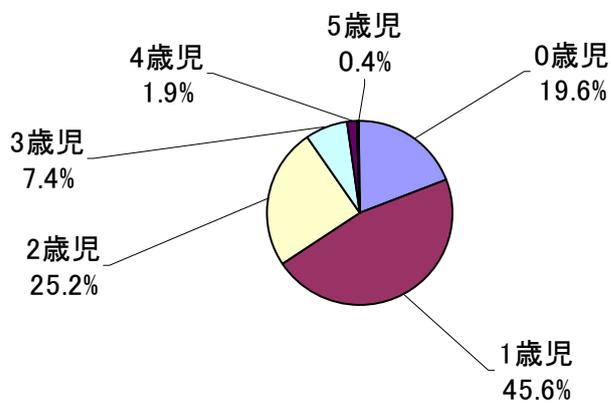
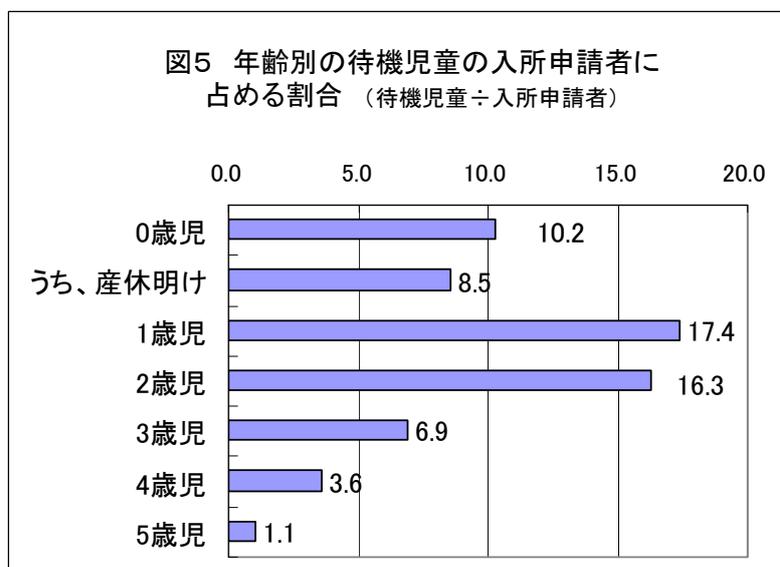
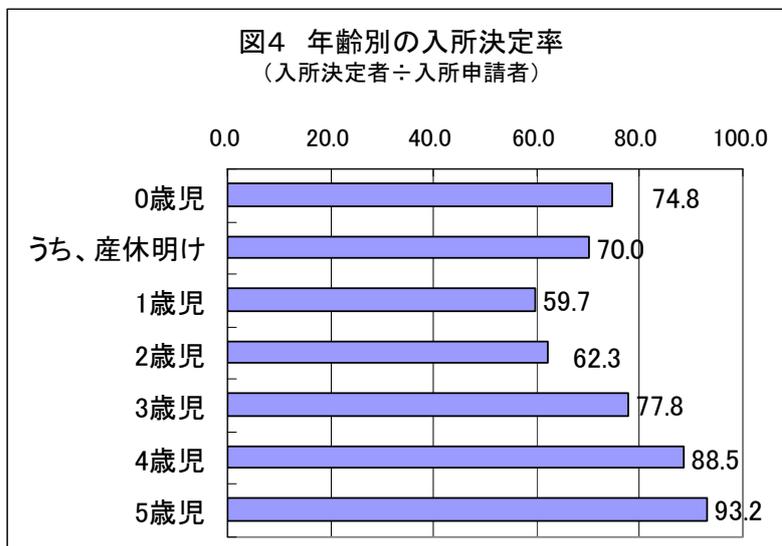


図4は、入所決定率（入所決定者÷入所申請者）を年齢別に比較したものです。これによると、「1歳児」では、入所決定率が6割を下回っており、次いで「2歳児」の割合が低くなっています。



(4) (3) の前年度の状況との比較と待機児童増加の理由 *集計結果 74 頁

多くの区市町村で「0～3歳児」の入所申請が増加しているが、「入所申請者」「待機児童数」とも「0歳児が増加した」という区市町村が最も多くなっている。景気低迷による共働きニーズが増大し、入所しやすい時期を選び、育児休業を切り上げての申請が増えていることなどがその理由に挙げられている。

平成 22 年 4 月 1 日入所における「入所申請者数」「待機児童数」の前年度との比較では、表 5 のように、「0～3歳児」で多くの区市町村で増加がみられますが、「入所申請者数」「待機児童数」とも「0歳児が増加した」という区市町村が最も多くなっています。なお、「産休明け」の増減については、記載のない区市町村が多く、その状況を十分に把握することができませんでした。

また、各区市町村に「待機児童数がいずれかの年齢層で増加している理由」を挙げてもらったところ、次のような理由が挙げられています。下記のうちでも、②③の理由を挙げる区市町村が多くなっています。

- ① 区市町村内に宅地開発や大型マンション建設が行われた地区がある場合に、子育てファミリー層が多く転入している。
- ② 景気低迷による共働きニーズが増加している。
- ③ 1年間の育児休業取得後の入園が困難なため、育児休業の早期終了による0歳児からの入園希望が増えている。
- ④ 従来、幼稚園に預けていた家庭における共働きニーズの増加により3歳児の入園申込みが増えている。
- ⑤ 平成 21 年度に1歳児の待機児が多く、その積み残しが2歳児の申請を増やした。

表 5 平成 22 年 4 月 1 日の入所申請者数・待機児童数の前年度比較 (単位: 区市町村数)

	前年度に比べ申請者が増加	前年度に比べ待機児が増加
0 歳児	39	31
うち産休明け	9	6
1 歳児	33	24
2 歳児	32	25
3 歳児	34	22
4 歳児	19	11
5 歳児	21	8

(5) 入所申請者と待機児童の家庭の状況別の傾向

* 集計結果 76 頁

「保護者の一方が求職中（未定）」「両親ともに常勤勤務」は、入所申請者、待機児童の双方で増加傾向にある。経済動向を反映した結果が出てきており、「両親ともに常勤職員」は入所申請者、待機児童とも、「著しく増加している」傾向がある。また、申請者が「増加している」という区市町村が最も多かったのは「ひとり親家庭」となっている。

「入所申請者」の傾向を家庭の状況別に尋ねてみると、表6のような結果となりました。

「著しく増加している区市町村」の割合が最も高いのは、「既に認可外施設・幼稚園に預けている」が13.5%で、これに「両親ともに常勤勤務」が10.3%と続きます。

「著しく増加している」「増加している」を合わせた結果では、上位5つは次のような順となっています。

① ひとり親家庭	66.7%
② 保護者の一方が求職中（未定）	65.8%
③ 両親ともに常勤勤務	61.5%
④ 既に認可外施設・幼稚園に預けている	54.1%
⑤ 措置・優先的利用	52.8%

次に、同様の傾向を「待機児童」について尋ねてみると、表7のような結果となりました。

「著しく増加している区市町村」の割合が最も高いのは「保護者が常勤職員と非常勤職員」が11.1%で、これに「両親ともに常勤勤務」が10.5%と続きます。

「著しく増加している」「増加している」を合わせた結果では、上位5つは次のような順となっています。

① 保護者の一方が求職中（未定）	76.3%
② 両親ともに常勤職員	57.9%
③ 保護者が常勤勤務と非常勤職員	50.0%
④ 保護者の一方が求職中（内定）	50.0%
⑤ 既に認可外施設・幼稚園に預けている	48.6%

「保護者の一方が求職中（未定）」と「両親ともに常勤職員」は、入所申請、待機児ともに増加傾向の上位にあります。

表 6 入所申請者の家庭別の状況

	著しく増加している 区市町村 (%)	増加している 区市町村 (%)	平均点
両親ともに常勤勤務	10.3	61.5	3.69
両親ともに非常勤勤務	8.6	31.4	3.29
保護者が常勤職員と非常勤職員	5.6	47.2	3.44
両親ともに求職中	5.6	25.0	3.25
保護者の一方が求職中 (内定)	0.0	47.2	3.47
保護者の一方が求職中 (未定)	5.3	65.8	3.66
ひとり親家庭	5.1	66.7	3.67
既に認可外施設・幼稚園に預けている	13.5	54.1	3.68
措置・優先的利用	0.0	52.8	3.50

※上記の「増加している区市町村」(%)は、「著しく増加している」「増加している」を足した割合

※上記の「平均点」は、「著しく増加している」(5点)、「増加している」(4点)、「ほぼ変化していない」(3点)、「減っている」(2点)、「著しく減っている」(1点)として平均点を計算したものの。

表 7 待機児童の家庭別の状況

	著しく増加している 区市町村 (%)	増加している 区市町村 (%)	平均点
両親ともに常勤勤務	10.5	57.9	3.63
両親ともに非常勤勤務	3.2	25.8	3.19
保護者が常勤職員と非常勤職員	11.1	50.0	3.53
両親ともに求職中	9.1	30.3	3.36
保護者の一方が求職中 (内定)	2.8	50.0	3.53
保護者の一方が求職中 (未定)	7.9	76.3	3.84
ひとり親家庭	2.6	46.2	3.41
既に認可外施設・幼稚園に預けている	5.7	48.6	3.49
措置・優先的利用	2.9	31.4	3.31

※上記の「増加している区市町村」(%)は、「著しく増加している」「増加している」を足した割合

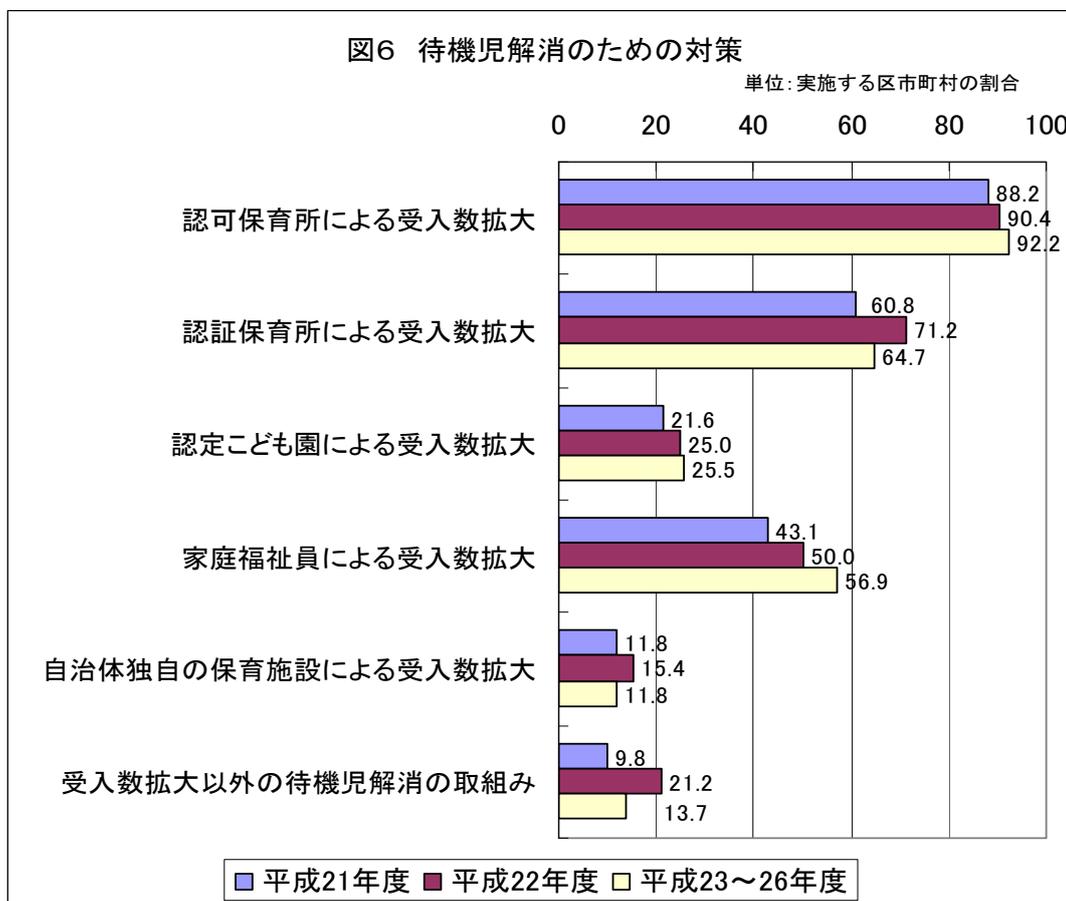
※上記の「平均点」は、「著しく増加している」(5点)、「増加している」(4点)、「ほぼ変化していない」(3点)、「減っている」(2点)、「著しく減っている」(1点)として平均点を計算したものの。

(6) 待機児解消のための取組み * 集計結果 80 頁

「認可保育所による受入数の拡大」に9割の区市町村が引き続き取り組もうとしており、弾力的な定員の運用には限界があり、新設や増設、分園の設置が考えられている。一方、認可保育所だけでは難しく、「認証保育所」「家庭福祉員」「認定こども園」による受入数の拡大に取り組む区市町村も増えつつある。

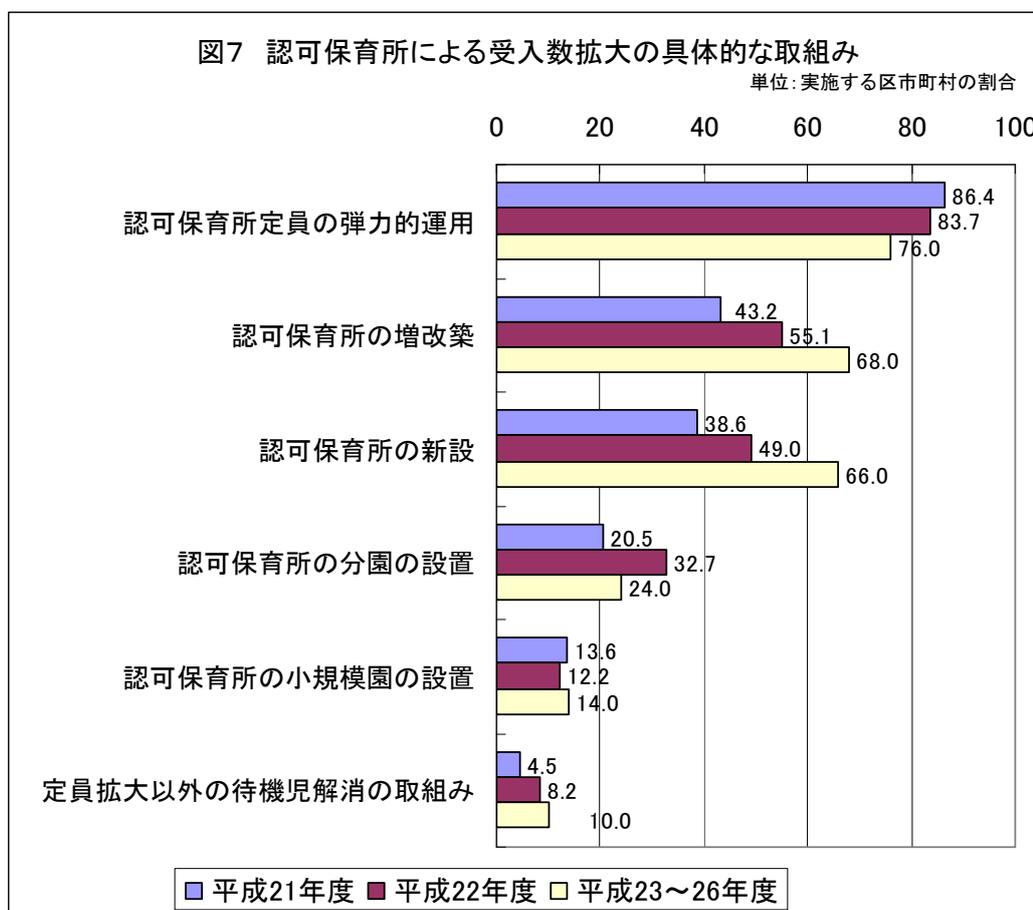
「待機児解消のための対策」は、「認可保育所による受入数拡大」に9割の区市町村が取り組んでいます。それだけでは十分でないため、(2)で増設か所の予定と同様に、「認証保育所による受入数拡大」が22年度に強化されています。認証保育所も23年度以降はやや受入数拡大の取組みが下がってきています。これに対して、「家庭福祉員」「認定こども園」による受入数拡大に取り組む区市町村が徐々に増えている状況にあります。

なお、「自治体独自の保育施設による拡大」も1割程度に止まっていますが、取組みがみられます。



次に、図6における「認可保育所による受入数拡大」の具体的な内容を尋ねた結果が図7です。既存の認可保育所による「定員の弾力的運用」がこれ以上は難しいと考えられている状況がうかがえ、「増改築」「新設」を22年度で半数の区市町村、23年度以降で7割以上の区市町村で取り組もうとしています。

「分園の設置」を考えている区市町村が22年度でおよそ3割みられます。さらに、定員拡大以外の何らかの対応方策を考えようとする区市町村が徐々に増えてきています。



(7) 待機児解消のための区市町村独自に工夫した取組み *集計結果 84 頁

待機児解消のための区市町村独自の工夫は、公有地や公共の空き施設の活用をはじめ、部局を超えた連携に取組みがみられる。賃貸物件の活用を促進するために独自の施策を打ち出したり、マンションの整備計画にあたって開発事業者と協議を行ったり、将来の少子化に対応した期間限定の開設など、さまざまな工夫が行われている。

待機児解消に向けた区市町村独自の取組みは、次のような工夫がポイントとなっています。部局を超えた連携にも取り組まれています。

- ① マンション建設計画にあたって開発事業者認可保育所整備を協議
- ② 公有地を活用して保育所を設置または民間の法人に貸付、譲渡
- ③ 公共の空き施設の活用
- ④ 公立の認可外保育施設の開設
- ⑤ 期間限定による保育所の新設
- ⑥ 土地所有者と保育事業者が連携した賃貸物件の活用をすすめる施策
- ⑦ 認可外保育施設の利用料助成の拡充
- ⑧ 区市町村内企業に対する企業内保育施設の補助制度を紹介
- ⑨ 待機児の年齢層別の偏在に応じた定員配分の見直し

具体的には、以下のような取組みがみられました。

表 8 待機児解消に向けた区市町村独自の取組み（主な回答）

	待機児解消に向けた区市町村独自の取組み
中央区	既存公共施設の再整備の機会と捉え、保育所の優先整備を実施する。再開発事業の中で保育スペースを確保できるよう事業者へ働きかける。
港区	区独自の緊急暫定保育室を開設し、認可は受けないものの、内容は認可保育所に準じて運営するとともに、入園にあたっては認可保育所の選考基準を適用して決定する。
新宿区	区立幼稚園の園舎の一室を活用して、平成 24 年 3 月までの暫定措置として区立認可外保育施設として保育ルームを開設。
江東区	事業者からマンション建設計画の事前届出書が都市整備部に提出された際、認可保育園を整備する必要がある場合、開発業

	待機児解消に向けた区市町村独自の取組み
	者と協議し、認可保育園の整備計画をすすめる。
品川区	小学校施設を活用して5歳児の分園を開設。認証保育所保護者助成金の金額拡充と要件の緩和。幼稚園の預かり事業の拡大。
豊島区	区立保育所改修のために設置した仮設園舎の使用期間を平成24年3月まで延長し、「区営臨時保育所」として設置運営。定員は1～2歳児合わせて20名。
板橋区	区の空き施設を活用し、1～2歳児を対象とし、開設期間を5年程度とする。
練馬区	土地所有者と保育事業者が連携した賃貸物件を活用した私立認可保育所の誘致策として、施設整備費等の補助を充実。
葛飾区	区等が所有する土地（財産）を活用して保育施設を設置。また、国有地を区が買い取り、保育施設用地として活用するための取組みをすすめている。
立川市	供用廃止となった公共施設を社会福祉法人に無償譲渡し認可保育園分園として整備し、そこで育休明け入園予約制度をモデル実施する。受入れ枠拡大以外にも、市内企業に対して企業内保育施設の補助制度の紹介などを実施。
武蔵野市	公立保育園4園において0歳児の定員を3名減らし、その分の保育士で1歳児の定員を5名増やした。
三鷹市	認可保育園において定員配置の見直しを行っている。
青梅市	増改築時に低年齢児の定員配分を多くしている。
町田市	20年間期間限定認可保育所（新設型）：土地所有者が保育所を建設し、社会福祉法人が運営。市は土地所有者に建設費を補助し、社会福祉法人には賃借料を20年間補助する。 20年間期間限定認可保育所（改修型）：社会福祉法人、NPO法人が民間所有者の既存建物を借り受けた上で改修工事を行い、保育所を運営。市は社会福祉法人、NPO法人に対して改修工事に補助を行い、賃借料を20年間補助する。

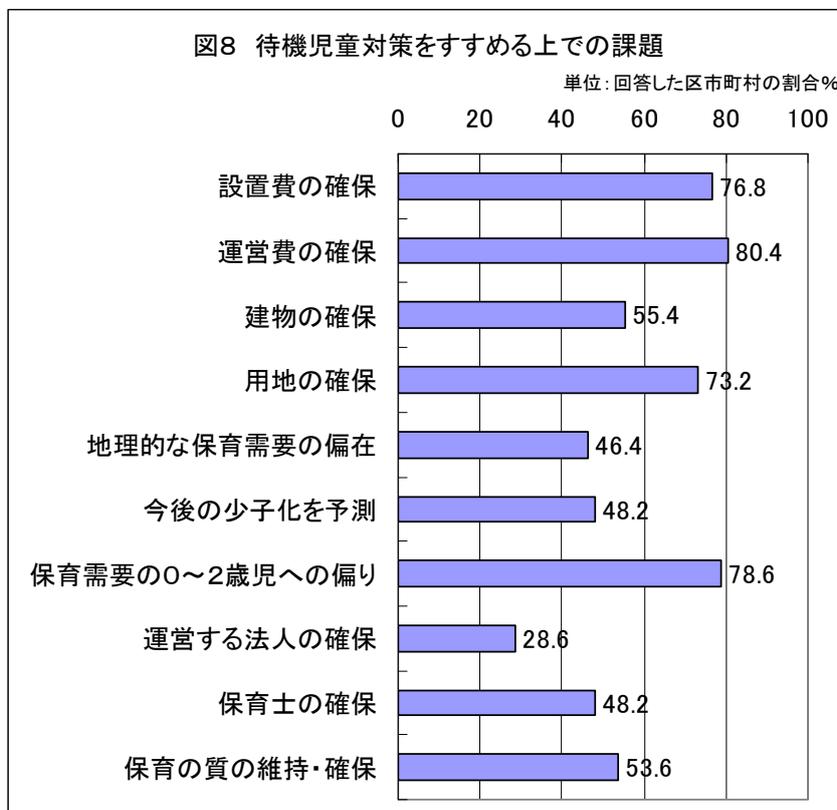
(8) 待機児童対策をすすめる上での障壁と課題

* 集計結果 86 頁

「運営費の確保」「保育需要の0～2歳児への偏り」を8割の区市町村が課題に挙げ、それに続き、「設置費」「運営費」「用地」の確保も7割の区市町村が課題としている。具体的な記載でも税金が落ち込む中での設置費と運営費の確保が多く挙げられており、待機児の地域的な偏在や保育士の確保、将来予測の難しさが指摘されている。

「待機児童対策をすすめる上での課題」は、ほとんどの課題を半数以上の区市町村が挙げている結果となっていますが、その中で最も多く8割を超えるのが「運営費の確保」で「保育需要の0～2歳児への偏り」が続きます。また、「設置費」「運営費」「用地」の確保がそれぞれ7割を超える区市町村が課題に挙げています。

一方、待機児童の増加の背景に人口流入による予測を上回る就学前人口の増加がみられます。「今後の少子化を予測」は48.2%の区市町村が課題として挙げっていますが、これも将来予測が困難な状況にあり、課題の捉え方がちよほど二極化しています。また、「運営する法人の確保」(28.6%)はむしろ低い割合となっています。



さらに、これらの課題の中でも特に大きな課題を具体的にうかがったところ、税収が減少する中での設置費・運営費の確保をはじめ、待機児の偏在（年齢・地域）への対応、少子化の将来予測、保育士の確保などが課題として挙げています。

都市部ほど、「用地の確保」に困難さを感じており、市町村部では、「運営費の確保」「保育需要の偏在」「保育士の確保」を課題に挙げています。

主な回答は、次のようになっています。

- 都心部では、地価・家賃が高く、新たな用地・スペースの確保が困難である。
- 潜在的な就労ニーズが景気等に左右されるため、保育需要を予測しにくい。
- 区内の一部の地区での人口流入が大きく、未就学児童の急増、保育需要の急伸により施設整備が追いつかない。
- 就学前人口の急増と経済状況の悪化により保育需要が高まっているが、平成 25 年度をピークに減少に転じると推測しており、大規模な認可保育所の設置は難しい判断となっている。
- 待機児童が0～2歳児に偏っているため、対応が難しい。
- 行政区域が広大で、待機児童がいる地域と定員割れの地域がある。
- 待機児童数は依然増加傾向にあり、今後、市内に大型マンションの建設計画の予定があることから、しばらくの間、同様の傾向が続くと予想される。
- 市内の待機児童が多く発生している地域にピンポイントで保育園新設のためのまとまった土地や物件を確保することが難しい。
- 安心こども基金を財源とする施設整備費補助金が平成 22 年度に終了することで、平成 23 年度以降は市と事業者の財政負担が増えることにより難しくなる。
- 保育所の新設にあたっては国と東京都の施設整備費があるため容易になってきたが、運営に関わる膨大なランニングコストに対する補助が十分でない。
- 大規模な集合住宅の建設等による児童数の変化に対応することが難しい。
- 保育士を募集しても応募がない。

(9) (8) の障壁と課題を乗り越えるために取り組んでいること *集計結果 92

障壁と課題を乗り越えるため、保育経費の見直しによる財源の捻出、空き施設、賃貸物件の活用に取り組まれているが、増え続ける待機児への迅速な対応と財源を確保するための効率的な整備の工夫に悩む区市町村が少なくない。

「(8) の障壁と課題を乗り越える方法、乗り越えることが困難な事情」を尋ねたところ、既存の認可保育園における定員拡大が限界に達している中で用地確保や財源の捻出のための工夫が検討されています。

主な回答は、次のようになっています。

- 廃止中学校を利用した認証型緊急保育施設を開設。
- 開設当初の認証保育所の経営の安定化を援助するため、区独自補助の家賃補助金の補助率を開設後3年間緩和している。
- 区有地を有効活用するため、保健センターの機能見直しに伴う保育所スペースの創出、廃校校舎の空きスペースを活用した区立認可保育所の設置、公園の一部を私立認可保育園の分園設置および改築のために貸与。
- 民間再開発事業者に保育所スペース確保を働きかける。
- 既存の賃貸物件を改修する際、バリアフリー法等の要件を満たすための改修やそれに伴う建築確認手続きの調整が困難だった。
- 民間賃貸ビルを借り上げて子ども、高齢者福祉施設の複合施設の建設を進めるものの、経費が高額になる。
- 時間的、経費的にも効率的なビルテナント型認可保育所の設置促進を検討している。
- 家庭福祉員の大幅増員を図ることも考えられるが、大人数になるほど、それだけ「質」の確保が難しくなる。
- 5年程度の設置を目途に、低年齢児を対象として区の空き施設等を利用した認可外保育所（区独自の保育室）を13か所設置した。
- 市税収入の伸びが期待できない中、公立保育園の民営化により保育経費全体の見直しによる財源の捻出をすすめたが、今後とも受入れ枠の拡大を継続的に実施する必要があることから限界がある。

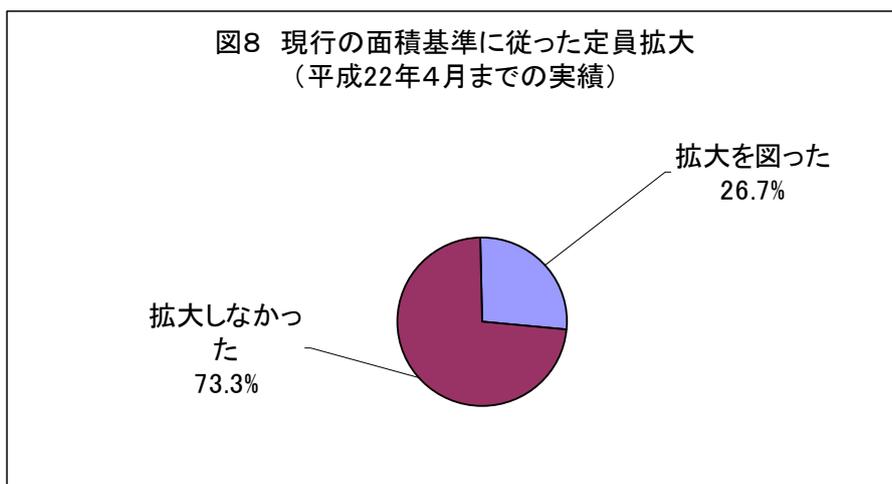
(10) 認可保育所の定員拡大の余地と面積基準の緩和 * 集計結果 94 頁

現行の面積基準に従った上での定員拡大の余地が「ある」と回答した区市町村は半数を超えているが、「面積基準に従った上での定員拡大」「面積基準の緩和」の今後の予定は、「わからない」とする区市町村が多く、安全性や発達面の確保が重要な要件となっている。

平成 22 年 3 月に認可保育所の現行の東京都の面積基準（0、1 歳児 3.3 m²）の緩和を条例により可能とする法案が国会に提出されています。これに伴う現状と今後の予定を次のように尋ねました。

① 平成 22 年 4 月までに現行の面積基準に従った定員拡大を行ったか

まず、「平成 22 年 4 月までに、現行の東京都の面積基準（0、1 歳児 3.3 m²）に従った上で、既に受入児童数の拡大を図っているか」を尋ねたところ、26.7%の区市町村が「拡大を図った」と回答しています。それによる受入れの拡大実績は、公立で 947 人分、私立で 336 人分となっています。一方で、「拡大しなかった」73.7%の区市町村にその理由を尋ねたところ、「子どもの安全性や発達面への影響が危惧されるから」（59.1%）が最も多く、「定員分の保育士を確保する予算が不足しているから」（31.8%）、「必要な改築を行うことができないから」（15.9%）と続いています。「その他」の回答には、「0～1 歳を拡大しても、2～5 歳の面積に余裕がない」などが挙げられています。



② 現行の面積基準に従った上で定員拡大を行う余地があるか

「現行の面積基準に従った上で定員拡大を行う余地があるか」を尋ねたところ、55.0%の区市町村が「拡大する余地がある」と回答しています。同時に、「何名分の拡大の余地があるか」を尋ねましたが、回答のあった7区市町村では、公立442名分、私立211名分という回答となっています。

③ 今後、現行の面積基準に従った上で定員拡大を行う予定があるか

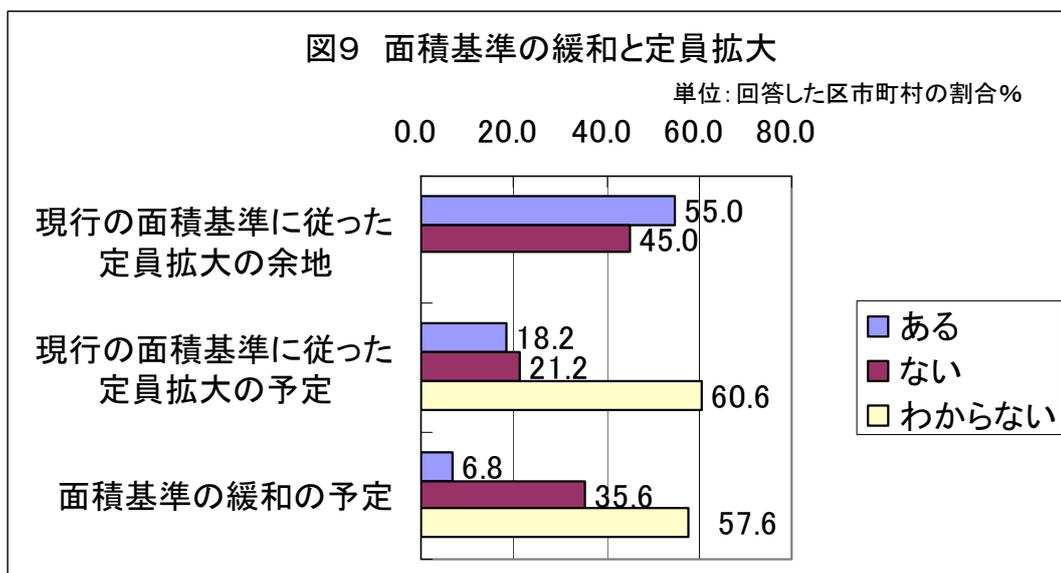
さらに、②において「ある」と回答した区市町村に今後の予定を尋ねたところ、「わからない」が60.6%と最も多く、「予定がある」「予定がない」とした区市町村はいずれも18.2%、21.2%となっています。

「拡大する予定のない」とした7区市町村にその理由を尋ねたところ、「子どもの安全性や発達面への影響が危惧されるから」(71.4%)が最も多く、「定員分の保育士を確保する予算が不足しているから」(42.9%)、「必要な改築を行うことができないから」(14.3%)と続いています。

④ 現行の面積基準を緩和できる場合、基準を緩和する予定があるか

最後に、「今後、条例で現行の面積基準を緩和できるようになった場合、現行の面積基準を緩和する予定があるか」を尋ねたところ、「わからない」が57.6%で、「ある」は6.8%、「ない」は35.6%となっています。

「予定がない」区市町村にその理由を尋ねると、「子どもの安全性や発達面への影響が危惧されるから」(71.4%)が最も多く、「定員分の保育士を確保する予算が不足しているから」、「基準を緩和しなくても既存園での受入れ拡大が可能だから」(各14.3%)と続いています。



(11) 教育分野との連携による待機児問題対策

* 集計結果 100 頁

学校の余裕教室や幼稚園を活用した分園や独自の保育施設等の設置、幼稚園の預かり保育の活用など、教育委員会と積極的に連携した取り組みもみられるが、教育関係部署との調整に時間を要したり、待機児童の多い地域では児童生徒も多いことが取り組み課題となっている。

待機児問題対策に関わる保育所の設置や活用について、教育分野(幼稚園、小学校、中学校、学童クラブ等)の施設や資源の活用の状況を尋ねました。

区市町村における独自の取り組みでは、余裕教室や幼稚園の活用した分園や独自の保育施設を設置する事例、教育分野と連携した幼稚園の預かり保育の活用がみられます。一方、それらの取り組み課題では、教育分野の関係部署との調整、待機児童が多い地域には小中学校に通う児童も多く、余裕教室がなかなかないことなどが挙げられています。

具体的には、以下のような取り組みがみられました。

表 9 教育分野との連携による待機児問題対策 (主な回答)

	教育分野の施設、社会資源の活用による待機児問題対策
千代田区	廃校となった中学校を活用した緊急保育施設の設置、幼保一体とした千代田区型こども園の設置。
江東区	グループ保育室：区が小学校余裕教室を整備し、保育士等の資格または子育て経験などの一定の資格要件を満たし、養成研修を受けた保育員が保育を行う家庭的な雰囲気保育施設（2か所、定員 33 名）
品川区	小学校を活用した 5 歳児の分園を開設、児童センターの活用。
渋谷区	区立幼稚園を改修し、区独自の幼保一元化施設を開設した。
杉並区	区立幼稚園を活用した区独自のこども園
北区	区の遊休施設である旧学童クラブ、幼稚園、小学校等を利用して、区立分園の設置を行った。
荒川区	幼稚園、ひろば館を活用した保育所の設置
練馬区	学校施設を活用した私立保育所分園の設置（余裕教室を活用した分園（1 園）、体育館改築に伴う分園（1 園）、学校敷地の一部に分園設置（1 園））
足立区	・認定こども園への移行促進のための助成制度を区独自に創設 ・現在、教育委員会で取り組んでいる「幼児教育奨励事業」の

	教育分野の施設、社会資源の活用による待機児問題対策
	モデル園を拡大し、その成果をふまえて教育委員会とともに新たな支援のあり方を検討する。 ・幼稚園の預かり保育時間だけでは困難な家庭に対して、保護者が迎えに来るまでの間、一定の施設で保育するしくみを整えてモデル実施し、長時間の保育が必要な子が幼稚園教育を選択できる機会を提供する。
立川市	教育委員会事務局と連携し、空き教室や余裕教室を活用して保育施設を設置できないか、学童クラブとの併設ができないかを検討している。
小平市	幼稚園アットホーム事業：市内7つの幼稚園において月～金曜日の午前7時30分～午後6時30分まで保育園同様に園児を預かる（3歳から5歳の在園児対象）。
日野市	公立幼稚園の空き教室を活用し認可保育園分園を開設（平成16年）、私立幼稚園が認定こども園を取得（平成20年）、廃校になった小学校の跡地を活用して認可保育園を開設（平成21年）
稲城市	幼稚園の改修を行い、幼稚園型認定こども園を開設。

取組み課題には、次のような回答がありました。

- ① 緊急性のある事業に関わらず、教育委員会との調整に時間がかかる。
- ② 入所児童への安全面などの理由により、小学校の児童との交流がすすまない。
- ③ 今後、少人数学級がすすむことで、学校教室に余裕ができなくなる。
- ④ 待機児童の多い地域では、小中学校に通う児童生徒も多く、空き教室や余裕教室がほとんどない。一方、学校の統廃合がすすんでいる地域は、保育需要も少ない。
- ⑤ 廃止小学校を認可保育所として利用する場合、文部科学省などへの手続きなど市が行わなければならない事務が煩雑となっている。
- ⑥ 教育施設等の活用について、保育施設の設置は長期利用を前提としていることから、教育関係部署からの理解が得られにくい。
- ⑦ 幼稚園を利用する場合には、公立私立とも、設置者、保護者の理解と協力は不可欠になる。
- ⑧ 余裕教室を活用できても、保育士を確保することが困難。
- ⑨ 幼稚園担当部署が総務部署と教育部署に分かれており、保育所担当部署は福祉部署で情報共有が取りにくく、連携が難しい。

(12) 家庭福祉員の増員・拡充の取組み *集計結果 104

家庭福祉員の増員に向けた募集の工夫、複数の家庭福祉員によるグループ保育、認可保育所との連携による質の確保などに取り組まれている。一方で、質の確保、担い手の不足や偏在、連携保育所の確保が難しいことなどが課題に挙げられている。

「家庭福祉員」の増員・拡充のための取組み・工夫ならびに課題を尋ねました。

取組みの工夫では、家庭福祉員の養成、認可保育所等との連携などが取り組まれており、質の確保や保育環境の充実を中心とした取組みが行われています。一方、取組み課題には、保育園での保育を望む保護者に家庭的保育の良さをアピールすることの課題、担い手の不足や偏在、待機児解消に取り組む中で連携できる保育園の確保が難しいことなどが挙げられています。

表 10 家庭福祉員の増員・拡充のための取組みと工夫（主な回答）

	家庭福祉員の増員・拡充のための取組みと工夫
文京区	区立保育園と連携し、家庭福祉員の休暇取得時の代替保育を確保するとともに、保育園からの情報提供を密に行うことで保育環境の充実を図っている。
江東区	応募資格の年齢の上限を 55 歳から 62 歳に引き上げた。
大田区	施設型家庭福祉員制度の新設（大田区グループ保育室）
杉並区	22 年 4 月から杉並区家庭福祉員グループ（2 か所）を開設。1 か所につき 3 名の家庭福祉員で最大 9 名の児童を保育。一人で保育する不安を減少できたと考えられる。
練馬区	区が民間住宅（3DK）を借り上げて、自宅での保育室確保が困難な有資格者に委託して行うグループ保育室を実施。
足立区	認定研修のスケジュールの組立てを工夫し、前期・後期の年 2 回募集し、増員に努めた。また、受託定員枠を増やすため、複数体制を実施できる資格要件を緩和した。
葛飾区	独自の補助を実施（施設整備費、補助者手当、期末援助経費、保育充実加算、研修費、補助者雇用費、延長保育加算）
立川市	商店街の空き店舗を活用して、地元の商店街と協力関係を築きながら運営を行うこと、幼稚園教室を使用して複数の家庭福祉員が保育を行うことなどの新たな取組みを模索している。

	家庭福祉員の増員・拡充のための取組みと工夫
調布市	家庭福祉員の保育の充実を図るため、家庭福祉員8名中3名と認可保育園による連携事業を実施している。
国分寺市	市のホームページに家庭福祉員専用のページを作成し、PRしている。
国立市	初年度のみ保育室改修費および備品購入費として40万円を限度額として開設準備費の補助を行っている。
多摩市	大学と連携し、子育て支援人材育成研修の受講者に家庭福祉員事業の説明と案内を行っている。

取組み課題には、次のような回答がありました。

- ① 保育ニーズの高い地域と家庭福祉員希望者の居住地が一致しない。
- ② 面接だけではわからない部分もあり、家庭福祉員になってからの指導が大切になる。
- ③ 家庭的保育事業への移行を視野にいたした保育の連携体制の確保が課題。
- ④ 保護者が家庭的保育より保育園での保育を望んでおり、家庭的保育の良さのアピールや家庭福祉員の資質の向上が課題となる。
- ⑤ 区有施設を活用して実施するにあたり、安全面での課題が予想以上に多かった。また、一般の住宅を利用する場合に、避難経路や転倒防止やゲートの設置などの安全面の確保、近隣対策が重要になる。
- ⑥ 連携保育所等の整備をすすめたいが、待機児解消に向けて取り組む中で難しくなっている。
- ⑦ 運営が厳しく、担い手がなかなか確保できない。

(13) 保育所入所申請・入所相談時の相談体制や情報提供の工夫と課題

* 集計結果 108 頁

4月入所の申請が増加し、相談できる体制を組むことが難しくなっている一方、世帯の状況が個別に複雑化しており、きめ細かな相談や申請における世帯状況の細かな把握が求められている。障害児の相談における関係部署との連携も必要とされている。個別の情報提供、認証保育所を含めた空き情報の公開など、区市町村内の保育所をめぐる動向をきめ細かに提供することが求められている。相談しながら、子育てプランを作成する取組みもみられる。

「保育所入所申請・入所相談時の相談体制や情報提供」について、区市町村独自に行っている工夫や取組み課題を尋ねました。

特に4月入所は申請や相談が集中することから、窓口の利便性を高めるため、開設時間や場所を工夫し、相談できる時間を確保しようとする取組みがみられます。また、増加している求職者に対応するため、4月入所の入所決定時期を1月まで早める区市町村もみられます。世帯の状況が個別に複雑化する中、きめ細かい把握ができる提出書類の工夫、認可外保育を含めた空き情報の公開、相談に応じながら子育てプランを作成する支援もみられました。

一方、取組み課題では、申請や相談が増加する中で待ち時間が増え、きめ細かな相談や保育所をめぐる状況の変化（新設情報、空き情報など）をいかに情報提供していくかも課題に挙げられています。

表 11 保育所入所申請・相談時の相談体制や情報提供の工夫（主な回答）

	保育所入所申請・相談時の相談体制や情報提供の工夫
中央区	認可保育所の新築・改築による定員拡大については、広報誌やホームページだけでなく、入所者及び待機者全員に個別に通知を送付し、希望園の追加や転園希望に配慮している。
港区	4月入所の申請期間を11～1月までと長期間に設定し、窓口の混雑を緩和している。
新宿区	混雑と待ち時間解消のため、申込日時を電話予約してもらう。
文京区	郵送による入所申請の受付
品川区	子育てカンガループラン：ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を行っている。

	保育所入所申請・相談時の相談体制や情報提供の工夫
目黒区	世帯状況を一層把握できるよう、「ひとり親世帯の状況申告書」など新たに提出書類を作成した。また、23年4月入所からは保護者がより理解しやすいよう、保育所入所申込書などの文章表現、レイアウトを改正する予定。
練馬区	12月は平日20時まで夜間窓口を開設し、休日2日間に休日窓口を開設するとともに、11月に地区別に入園説明会を実施。
八王子市	一次選考で不承諾となった場合、入所希望保育所の希望変更により二次選考で入所承諾となる場合がある。
立川市	保護者の利便性に配慮して市内各地域での出張所での申請書受付を実施。また、窓口に限らず、電話やホームページを通じた入園相談を行っている。問合せがあった場合は、個人の指数や申込み人数等は回答している。
三鷹市	障がい児枠について、関係機関と連携して相談体制や情報共有に取り組んでいる。
小金井市	問合せの多い内容をQ&Aに集約し、保護者向け冊子に掲載。
小平市	入所申込受付の専用の部屋を設置し、プレイスペースを設けるとともに、公私立保育園長各1名が常駐している。
狛江市	認証保育所等の認可外保育施設についても空き状況を情報提供している。さらに幅広く周知できる配信メール等も検討。
あきる野市	保育所への入所が決まらなると就職先も決まらない状況があるため、22年度申請から申請受付を12月→11月に、決定通知を2月末→1月中と時期を早めた。
大島町	子ども家庭支援センターでも入所相談を受け付けている。

取組み課題には、次のような回答がありました。

- ① 保育所を取り巻く変化について、申込者に迅速かつ正確に伝える方法と手段が検討課題。
- ② 4月入所の受付時間に待ち時間をできるだけ短くし、正確な情報提供を行っていくことが課題。
- ③ 個々の家庭事情が複雑化しており、それぞれのニーズに応じた横断的・総合的な情報提供が求められる。
- ④ 障害のある子どもの相談にあたって部署を連携したきめ細かい対応相談が必要となる。

(14) 保育所入所選考における工夫と課題 *集計結果 112 頁

保育所入所申請者が増加し、かつ、就労形態や家庭の状況をはじめ申請者の状況が多様化する中で優先順位のつけ方が難しくなっており、その中で兄弟姉妹への同園への通園や同点指数の場合の調整指数による保育に欠ける状態の判断の検討が行われている。
優先順位のつけ方にさまざまな意見が寄せられる状況にもあり、その中で、入所選考期間の短縮化、家庭の状況の聴取のあり方、申請者が増加する中での特別な配慮を必要とする児童への対応が課題となる。

「保育所入所選考にあたって、申請者の実情をふまえた優先順位のつけ方や対応について工夫した点、実際に変更した点ならびに課題」について尋ねました。

「入所選考にあたって工夫した点、実際に変更した点」では、申請者の状況が多様化する中で優先順位のつけ方が難しくなっていますが、現状をふまえた変更点では、「兄弟姉妹の同園への通園」について6区市が具体的に入所基準指数における加算を行ったと回答しています。また、より申請者が増加する中、より早めに入所決定できることも改善のポイントとなっています。

そして、「基本指数」だけでは同指数になってしまい、その中での優先順位のつけ方が難しくなっており、多くの区市町村が「調整指数」においてより保育に欠ける状況を判断していくことを課題としています。そうした中で、多様化する勤務形態に対する選考指数のつけ方が難しい状況もあります。また、申請者が急増する中で、低所得世帯、ひとり親世帯、障害児世帯、特別な配慮を必要とする児童で他の保育サービスを選択することが難しい世帯への対応が課題となってきます。

さらに、入所不承諾となった場合の対応が急がれることや求職者の申請が増えていることから、入所決定をできるだけ早く行なっていくことも課題となります。

表 13 保育所入所選考における工夫や変更点（主な回答）

	保育所入所選考における工夫や変更点
港区	平成 22 年 4 月入所から、透明性が高く、よりきめ細かな基準指数を作り、これまで以上にスムーズで区民にわかりやすい客観的な選考ができるようになった。
世田谷区	所得が低く、他の保育サービスを選択する余地が少ない世帯に

	保育所入所選考における工夫や変更点
	ついて、「同一世帯の優先順位」の段階を第4段階から第2段階に引き上げた。
豊島区	兄弟姉妹の同時入所希望、兄弟姉妹を同一園にするための転園希望について入所基準指数の加算を設けた。
小金井市	前年の申込受付・選考で課題・反省すべき点を早期からグループを編成して対応策を検討し、選考・入所決定した。
東村山市	平成22年度選考より父・母両方の状況を同等に扱い、指数化した総合点を使用した。これまで指数100点満点で優先順位をつけていたが、指数の上限をなくした。
国分寺市	・障害児入所協議会を立ち上げ、障害児の適正な入所に努めた。 ・新システムを導入し、入所選考業務を自動処理している。
狛江市	現時点で保育に欠けており、認可外保育施設等に有償で児童を預けている世帯には加点を付けている。兄弟姉妹が同じ園に入園できるよう、点数が同点の場合の優先順位の項目の中で配慮している。
多摩市	常勤・パート等の区分を見直し、就労日数・時間での基準に変更した。

取組み課題には、次のような回答がありました。

- ① 4月入所における選考会議期間を短縮することが課題である。
- ② 同指数となる場合の選考基準について検討が必要となっている。
- ③ 勤務形態が多様化しているため、選考基準のつけ方が難しく、指数が同点の場合の優先順位のつけ方にもさまざまな意見が寄せられている。
- ④ 指数が競合した場合の判断材料となるよう、個々の家庭の様子についてできるだけ聴取しているが、窓口申請者が増加する中で聴取量に差が出ると、実情をどれだけ反映できるかが課題となる。
- ⑤ 入所待機期間を伸ばすために、必要以上に早くから入所申請が出る傾向がみられる。
- ⑥ 常勤以外の申請者への付点のあり方、日中以外の就労時間の指数の設定などが課題となっている。
- ⑦ 保育需要が増加する中で、特別な配慮が必要な児童への対応が相対的に課題となっている。
- ⑧ 保育料滞納者の入所選考順位が課題となっている。

(15) 認証保育所利用者に対する助成 *集計結果 116 頁

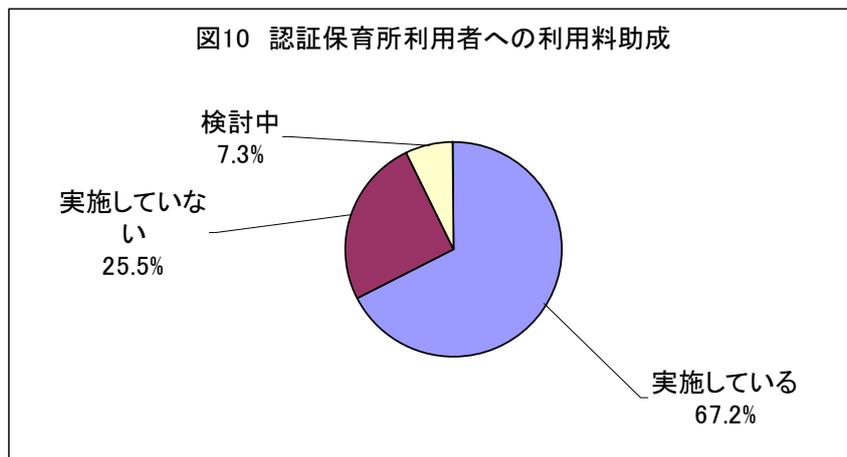
認証保育所利用者の入園料に対する助成は1区1市に止まり、利用料助成は21区15市1町（計66.1%）で実施されているが、区部に比べて市部では実施している割合が低くなっている。実施内容も区市町村によって大きく異なり、認可保育所を利用した場合の保育料との差額をベースにするところから、所得、児童の年齢・数のいずれか、またはその組み合わせによるところなど、対象と助成額は区市町村の制度ごとに多様となっている。

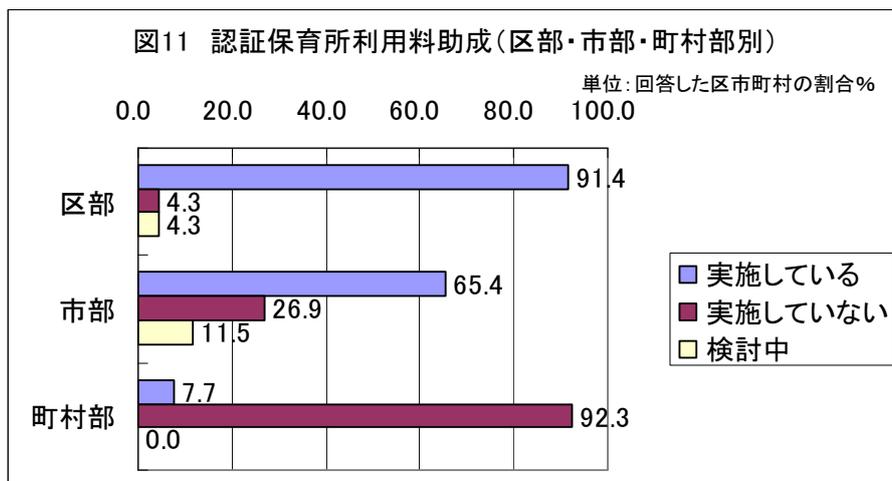
「認証保育所利用者への利用料助成」の実施状況を尋ねたところ、67.2%の区市町村が「実施している」と回答しています。

ただし、その実施状況には、区部と市町村部で大きな開きがみられました。認証保育所は、今回のアンケートでは、区部に381か所（定員総数11,031名）、市部に138か所（定員総数3,751名）、町村部に4か所（定員総数106名）という設置（※2市12町村は設置なし）の分布となっていますが、「利用料助成」の実施状況では、区部は23区のうち、21区で利用料助成が行われているのに対して、26市のうち、行っているのは17市となっています。

認証保育所への利用料助成は区市町村独自に対応せざるをえない中、その実施内容は区市町村ごとに大きく異なっています。①認可保育園を利用した場合の差額の全額あるいは一部を助成しているケース、②児童の年齢により助成額を決めているケース、③所得に応じて助成額を決めているケース、④第1子、第2子・・・で助成額が異なるケース、などさまざまであり、これらの組み合わせにより制度が区市町村ごとに異なっています。助成額も月額5,000円～40,000円まで幅がみられます。

なお、「認証保育所利用者への入園料助成」を行っているのは1区1市のみとなっています。





認証保育所の利用者に対する利用料助成の実施内容は、区市町村によって次のように大きく異なっています。

- ① 公立保育園を利用した額の8割を助成
- ② 第2子以降には補助額を加算
- ③ 認可保育所の待機期間中に認証保育所を利用している児童の保護者を対象に保育料の一部を助成
- ④ 仮に認可保育園に入った場合の保育料との差額(2万円未満/2万5千円未満/2万5千円以上の3段階)に応じて助成
- ⑤ 保護者の保育料の負担が認可保育所に入所した場合と同水準になるよう、補助
- ⑥ 保護者の収入状況や認可外保育施設に預ける児童数に応じて助成
- ⑦ 一律の月額で助成
- ⑧ 0歳児、1、2歳児、3歳児以上の3段階に応じて助成
- ⑨ 第3子以降の児童の利用料を助成
- ⑩ 保護者助成金として月額1万5千円、第2子以降は1万円を助成
- ⑪ 2人以上の児童を認証保育所等に預ける保護者に助成
- ⑫ 認証保育所と月極め160時間以上の利用契約をした市民に助成

(16) 認証保育所運営費に対する区市町村の上乗せ補助 * 集計結果 120 頁

「認証保育所運営費の上乗せ補助」を実施している区市町村では、運営費、障害児加算や休日・年末保育加算などの独自の補助が行われている。

「認証保育所運営費の上乗せ補助」を実施している区市町村は 33.9%に止まっています。今回のアンケートでは、運営費の上乗せに絞って設問したため、やや不十分な回答となっています。東京都の調べによると、施設整備経費・開設準備経費を含めると、都補助の上乗せまたは独自項目による認証保育所への補助に取り組む区市町村は 18 区 8 市 1 町となっています。

ただし、今回のアンケートで、「私立認可保育所」に対する「都の配置基準を上回る加算配置への補助」が 53.6%の 30 区市で障害児保育、延長保育、0 歳児保育などで行われているのに対して、限られた状況となっています。

表 14 認証保育所運営費等の上乗せ・独自補助

	認証保育所運営費等の上乗せ・独自補助
千代田区	栄養士配置補助、AED 設置経費補助
中央区	施設賃貸経費補助、備品整備費補助、職員人件費補助、学校 110 番設置補助、緊急地震速報システム設置補助
港区	開設準備経費
新宿区	開設準備期間施設賃貸経費
墨田区	認証保育所に対して月額 3,600 円の事務手数料を補助
品川区	開設準備経費、AED 補助、学校 110 番
目黒区	障害児保育の充実を図るための運営費加算補助（一人あたり月 6 万円）、0 歳児保育の充実を図るための看護師配置の経費の一部補助（1 施設あたり月 11 万円）、認可基準を満たす定員 41 人以上の認証保育所の施設賃貸経費の一部補助
大田区	職員被服費（職員 1 名あたり年 13,280 円）、保育行事費（定員 1 名につき年 2,280 円）
世田谷区	「保育に欠ける児童」加算補助金（22 年度まで）：「保育に欠ける児童」を一定程度受託した施設に補助、「障害児保育」加算補助金：障害児を受託している施設に対して加算する補助
渋谷区	開設準備経費
杉並区	特例補助（B 型に対して、1 歳児の受託児童数が定員数を超えた場合、0 歳児と 1 歳児の基準額との差額分を補助）

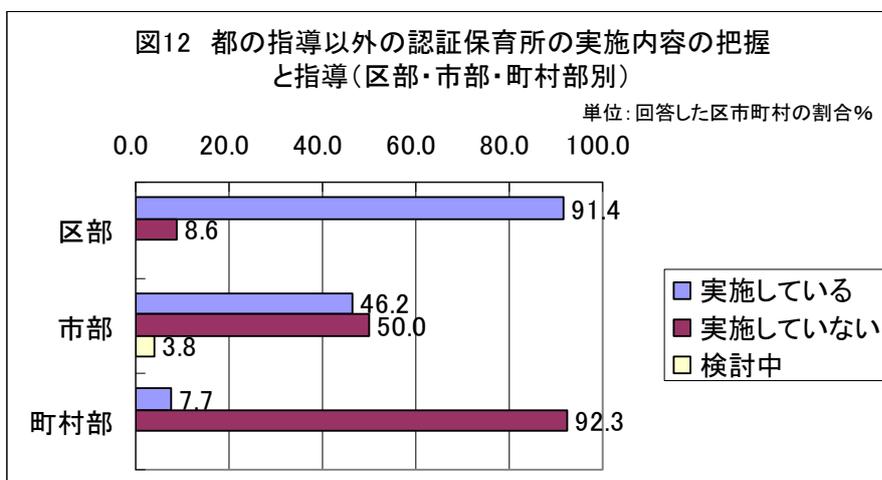
	認証保育所運営費等の上乗せ・独自補助
豊島区	管内児加算：区内在住児童数×1万円、B型減収加算：B型園が定員に満たない場合に都が定める年齢別単価の2分の1の金額に未定足数を乗じた額
荒川区	休日、年末保育加算補助。第3子以降無料化補助金。安全対策、学校110番、健康診断等
葛飾区	障害児加算：身体障害者手帳5級（聴覚は6級）以上及び愛の手帳を所持している児童に1人あたり16,000円 13時間開所加算：45人まで80,000円、46～60人110,000円、61人以上280,000円
八王子市	学校110番維持経費補助として29,925円を限度に補助
昭島市	開設準備経費
府中市	開設準備経費等補助金に待機児童解消区市町村支援事業補助金を併用により補助を拡充、学校110番設置経費補助
日野市	安心こども基金による保育所開設準備費
東村山市	開設準備経費、在籍児童激減補助、職員健康診断補助、嘱託医差額補助、児童入園料補助、学校110番設置補助
狛江市	開設準備金の補助

(17) 東京都の指導以外の認証保育所の実施内容の把握や指導等

* 集計結果 124 頁

「東京都の指導以外の認証保育所の実施内容の把握や指導」は、20 区 11 市 1 町が実施しており、認可保育園長OBによる巡回指導や独自の現況訪問調査、連絡会議の開催などにより行われている。

「東京都の指導以外の認証保育所の実施内容の把握や指導」の実施状況を尋ねたところ、20 区 11 市 1 町の 51.6% の 32 区市町村で実施されていました。



23 区市町で実施している内容は、以下のような内容となっています。

表 15 東京都の指導以外の認証保育所の実施内容の把握や指導 (主な回答)

	東京都の指導以外の認証保育所の実施内容の把握や指導
千代田区	認可保育所園長経験者が定期的に巡回相談 (文京区、荒川区、江戸川区も同様)
中央区	毎月、入所状況や行事予定について報告書を提出、年 2 回事業者との事務連絡会
新宿区	四半期ごとの運営指導、認証保育所事業者懇談会 (年 2 回)
墨田区	区の保育士が年 2 回、各施設を巡回している。
江東区	区の運営指導業務担当職員が定期的に巡回している。
渋谷区	定期的に各施設長を集めた連絡会議を実施。
豊島区	毎月の補助申請時に児童の処遇面積基準、職員の配置基準を確認し把握している。

	東京都の指導以外の認証保育所の実施内容の把握や指導
八王子市	市独自で立入調査を実施
武蔵野市	市独自で施設に現況訪問調査を実施
調布市	元公立保育園長経験者による保育アドバイザー制度
国立市	屋外遊技場の隣接を義務づけている。
狛江市	年に3回巡回指導を実施し、保育内容も指導を行っている。
西東京市	栄養指導等を実施

また、「認証保育所の第三者評価受審の促進」については、21区16市1町の74.2%の区市町村で「行っている」と回答しています。立川市では、東京都の地域福祉推進費区市町村包括補助事業を活用して、第三者評価受審の補助を行うとともに、積極的な受審を呼びかけています。

「認証保育所利用に関わる苦情の対応」は、22区16市1町の62.9%の区市町村で「行っている」としており、目黒区では各園の重要事項説明書等に苦情窓口として記載しています。

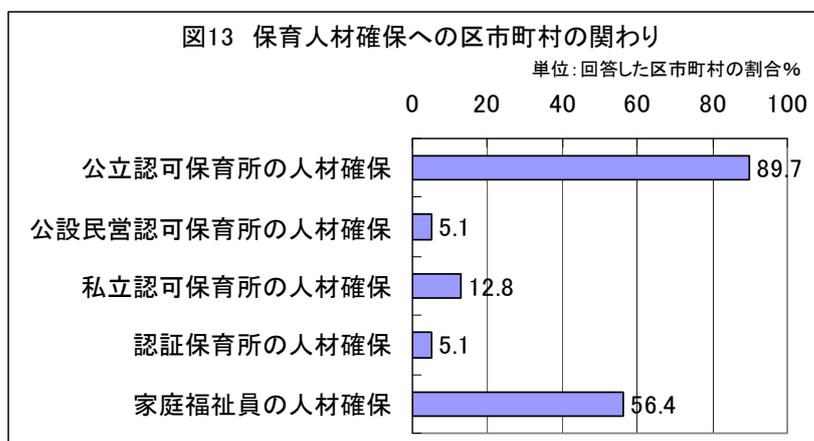
(18) 保育人材の確保と育成における区市町村の関わり * 集計結果 134 頁

「保育人材育成」には、民間の保育所の人材育成にも約半数の区市町村が関わっており、公立・私立認可保育所と認証保育所の合同研修などの取組みが行われている。一方、「保育人材確保」には、私立認可保育所と認証保育所の人材確保への区市町村の関わりは限られており、その中で、東京との保育人材確保事業を通じて認証保育所も含めた合同の求職相談が地域で行われるようになってきている。

① 保育人材確保への関わり

「保育人材確保への区市町村の関わり」を尋ねたところ、公立認可保育所、家庭福祉員を除き、「公設民営保育所の人材確保」(5.1%)、「私立認可保育所の人材確保」(12.8%)、「認証保育所の人材確保」(5.1%)への区市町村の関わりは極めて限られたものとなっています。

民間の保育所の人材確保に関わっている取組みは、区市町村の広報誌への掲載のほか、東京都から委託を受けて東京都福祉人材センターが実施している「保育人材確保事業」による求職相談会の開催が中心となっています。認証保育所において保育人材の確保に苦慮が見られる中、「認証保育所の人材確保」に区市町村が関わっているのは、江東区と立川市に止まっています。



② 保育人材育成への関わり

「保育人材育成への区市町村の関わり」を尋ねたところ、図 14 のように、民間の保育所に対しても概ね半数以上の区市町村が関わりを持っていると回答しています。

なお、「私立認可保育所」と「認証保育所」の両方の人材育成に区市町村が関わっているのは 37.1% の 23 区市町となっています。

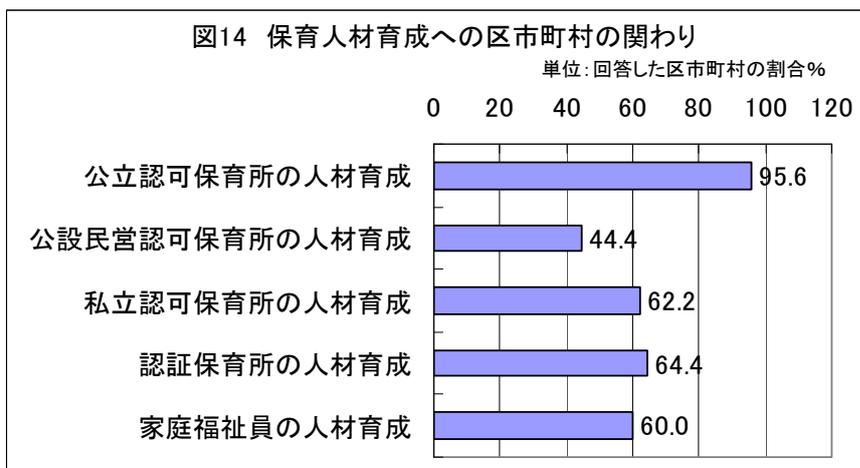


表 16 私立認可保育所及び認証保育所の人材育成への区市町村の関わり(主な回答)

	私立認可保育所及び認証保育所の人材育成への区市町村の関わり
新宿区	都の研修は内容により家庭福祉員以外全園に周知し、園長推薦で受講する。
江東区	私立・公設民営認可保育所、認可外保育施設には、保育課に勤務する保育士による巡回指導・助言を随時行っている。
世田谷区	21年度は私立・公立・認証・保育室・保育ママを対象に施設長研修として「発達障害の早期発見・早期対応」、公立・私立・保育室・認証を対象に「保育指針」「保健計画」について実務研修、公立・私立・認証を対象に「要録の書き方」、公立・私立・認証・保育室を対象に「衛生管理者講習会」を実施した。
練馬区	保育課が実施する「乳児保育研修」「障害児保育研修」「普通救命講習」に公立・委託・私立・認証が参加。
葛飾区	公立・私立・認証保育所に勤務する保育士・看護師と家庭福祉員を対象とした研修を年6回実施している。
立川市	私立を対象に障害児保育研修・保育・保護者支援研修をおおむね年6回前後、認証保育所を対象に障害児などの保育研修をおおむね年3回前後実施している。
三鷹市	公立・私立・認可外保育施設を対象に年1回程度、園内研修と各部会研修会を実施。全体研修は認可外保育施設も参加可能。
日野市	年3回、公立・私立・認証の合同研修会を実施している。
国分寺市	認可・認可外合同研修を年2回実施している。

(19) 国の「子ども・子育て新システム」基本制度要綱（案）に対する意見

* 集計結果 140 頁

国の「子ども・子育て新システム」については、まだ基本制度要綱（案）以上に内容が把握できていないとしつつ、子ども・子育ての財源を一元化する中での質を担保する財源の保障、保育に欠ける要件の撤廃に伴う客観的な認定要件や幼保一体化、人材育成をめぐる課題、区市町村の責務をはじめ、基礎自治体との十分な協議が求められている。

平成 22 年 6 月 29 日に幼保一体化をはじめとする「子ども・子育て新システム」の基本制度案要綱（案）が閣議決定されています。平成 25 年度からの施行がめざされている中、次のような意見が今回のアンケートでは挙げられました。

- ① 財源の一元化による包括的給付は自治体の裁量拡大につながるが、交付金の額が保育の質に必要な額が保障されることが不可欠となる。
- ② 「保育に欠ける要件」を撤廃したときに、新たな公平、客観的な入所要件の制定に区市町村の裁量がどこまで認められるか。
- ③ 保育士と幼稚園教諭の均一な資格と人材育成プログラムが課題となる。
- ④ 保育所待機児童の早期解消がまずは課題となる。
- ⑤ 受入れ枠の拡大が先行し、子ども・子育て分野に配分する財源を増やしていくことが明記されていない。
- ⑥ 制度構築にあたって、基礎自治体との十分な協議を行い、国の責務として「チャイルド・ミニマム」の維持と引き上げが必要であり、ひとりの子どもも排除されないしくみが構築されなければならない。
- ⑦ 直接契約制度により希望した保育所に納得して入所できるならば、利用者と保育所との信頼関係は向上すると考えられる。
- ⑧ すべての子どもと子ども家庭のニーズに合わせた給付について既存施設を活用して適切に行えるのかが不安。
- ⑨ 「認定こども園」においても幼稚園と保育所の活動や機能は別々に確立されており、全ての面において一元化がどのようにできるか。
- ⑩ 保育所と幼稚園の国の所管が統一されることは望ましい。
- ⑪ 財政規模の小さな区市町村にとって、他の区市町村との格差が生じることを危惧している。
- ⑫ 移行には一定の期間が必要であり、詳細を早急に提示していただきたい。
- ⑬ 事業者の質の確保が重要となり、ますます区市町村の責務が重くなり、制度を円滑に運用できるよう、区市町村への支援が必要となる。

(20) 東京都、国への要望 * 集計結果 142 頁

「東京都、国への要望」には、平成 22 年度で終了する国の「安心こども基金（子育て支援対策臨時特例交付金）」の継続が複数の区市町村から要望されている。また、自治体独自への取組みに対する補助をはじめ、区市町村と民間事業者の負担の軽減、保育人材の確保への支援などが求められている。

アンケートの最後に、「東京都、国への要望」を尋ねたところ、次のような意見が挙げられました。

- ① 平成 23 年度以降も安心こども基金（子育て支援対策臨時特例交付金）を継続するか、区市町村および民間事業者に対する現行と同種の補助制度を創設してほしい。特に待機児童の多い大都市圏への交付額を増額してほしい。

※平成 22 年度の国補正予算では、「安心こども基金」を積みますとともに事業実施期限を平成 23 年度末まで延長する、とされています。

- ② 自治体が独自に開設する認可外保育施設の運営費の一部に対する補助を事業化してほしい。
- ③ 不動産の一定期間リース方式による保育所の整備に対する国の補助制度を整備してほしい。
- ④ 所有地を活用して認可保育所の整備を図る場合、保証金を求めないようにしてほしい。
- ⑤ 10 年後の東京都の施策と合致する公共性の高い認可保育所の整備について、地代を無償または極めて低額にし、事業者を参入しやすくしてほしい。
- ⑥ 東京都に対して、区市町村や事業者の負担軽減を目的とした「待機児童解消区市町村支援事業」の一定期間の継続をお願いしたい。
- ※「待機児童解消区市町村支援事業」は、東京都福祉保健局において平成 23 年度予算に予算要求されており、平成 24 年度までは実施の方向となっています
- ⑦ 待機児童解消を図るための公立保育所の整備や運営に対する補助。
- ⑧ 自治体ごとに対応せざるをえない認証保育所と認可保育所の保育料格差の是正を図っていただきたい。
- ⑨ 認可外保育施設に通園する保護者に対する保育料の助成を区市町村が行う場合に一定の助成がほしい。
- ⑩ 島しょ部においては、保育人材の確保が最大の課題となっている。現実的にサービスの拡充ができない。